

## 令和8年度三川町移住者空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内への定住を目的として空き家を取得し、改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家台帳に登録された住宅若しくは概ね1年以上に渡り居住その他の利用実態がないことが常態である住宅をいう。
- (2) 空き家台帳 三川町が調製する空き家に関する台帳をいう。
- (3) 住宅 町内で自ら居住する住宅をいう。
- (4) リフォーム 空き家の機能又は性能を向上させるための改修工事をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する住宅として、空き家を取得し、リフォームを行う者
- (2) 当該空き家が下水道の供用区域内にあり、かつ、下水道に接続されていない場合、この事業の完了までに接続を完了すること。
- (3) 当該空き家の売買契約の相手方に、二親等以内の親族が含まれないこと。
- (4) 本事業の補助により改修した住宅に、10年以上居住する意思のある者
- (5) 申請日において、本町に住所を有しない者で、令和9年2月19日までに本町に転入し居住する者。ただし、本町から他市町村へ転出してから3年を超えていない者は除く。
- (6) 申請日において、交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が直近の市区町村が課税した地方税に滞納がないこと。

(交付対象事業費)

第4条 補助金の交付対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、空き家の取得に要した費用及び居住するために必要となる改修工事に要した費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事費用については交付対象事業費としないものとする。

- (1) 建物でない外構工事費用
- (2) 容易に取外しができる物を設置する工事費用
- (3) 施工業者で調達しない設備機器等を設置する工事費用
- (4) 他の制度による国又は県の補助金等の支給を受ける工事費用

(補助金額)

第5条 補助金の額は、交付対象事業費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。なお、補助金の交付は当該交付対象者及び同一世帯に属する者につき1回限りとする。

2 補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の加算)

第6条 三川町建築業協会に加入している町内業者と契約締結してリフォーム工事を行う場合、限度額に50万円を加算する。

(交付申請及び申請書受付期間)

第7条 交付対象者は、空き家のリフォーム工事着工の前に、移住者空き家リフォーム支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、工事着工前までに提出することが困難であると町長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 位置図、配置図、求積図、求積表、各階平面図、立面図
- (2) 市区町村で発行する納税証明書（申請者及び同一世帯となる家族全員）
- (3) 住宅及び土地の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
- (4) 建築基準法に基づく検査済証の写し等
- (5) 売買契約書の写し
- (6) リフォーム工事の見積書の写し
- (7) リフォーム工事の図面の写し
- (8) 空き家の外観及び工事予定箇所の写真
- (9) 移住者空き家リフォーム支援事業費補助金誓約書（様式第2号）
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、令和8年度三川町移住定住促進事業費補助金交付要綱（令和8年告示第46号。以下「移住定住補助要綱」という。）第7条に規定する移住定住促進事業費補助金交付申請書を併せて提出する場合は、同条に規定する書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、令和8年度三川町住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱（令和8年告示第51号。以下「リフォーム補助要綱」という。）第7条に規定する三川町住宅リフォーム支援事業費補助金交付申請書を併せて提出する場合は、同条に規定する書類の添付を省略することができる。

4 申請書の受付期間は、令和8年5月1日から令和9年1月29日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けるものとする。

（交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、移住者空き家リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 町長は、補助金の交付決定に際しては、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第9条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に交付決定額の変更又は申請を取下げしようとするときは、移住者空き家リフォーム支援事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、移住者空き家リフォーム支援事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第5号）により通知する。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、当該事業完了後1箇月以内又は令和9年2月19日のいずれか早い日までに、移住者空き家リフォーム支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により令和9年2月19日までに提出することが困難であると町長が認める場合は、この限

りではない。

- (1) リフォーム工事に要した費用に係る契約書の写し
- (2) 住宅の取得及びリフォーム工事に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 住民票（世帯全員）
- (4) 住宅及び土地の登記簿謄本の写し
- (5) リフォーム工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、移住定住補助要綱第10条に規定する移住定住促進事業費補助金実績報告書を併せて提出する場合は、同条に規定する書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、リフォーム補助要綱第10条に規定する住宅リフォーム支援事業費補助金実績報告書を併せて提出する場合は、同条に規定する書類の添付を省略することができる。

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領した後、関係書類の審査を行い、必要に応じて現地調査を行った上で、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し移住者空き家リフォーム支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、移住者空き家リフォーム支援事業費補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第13条 町長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し、第11条に規定する補助金を支払うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由による場合は、この限りではない。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。